

## 学校で予防すべき感染症の種類と出席停止

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了する まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過 するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、 症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 （溶連菌感染症、手足口病 ウイルス性肝炎、感染性紅班 ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで

（学校保健安全法施行規則第十八条及び第十九条より）

★登校時に、「学校感染症に係る登校届」の提出をお願いします。